

独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程

平成15年3月26日

造幣局訓令第22号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 勤務時間、休日及び休憩（第3条―第13条の2）

第3章 年少職員及び女子職員の勤務時間の制限等（第14条―第20条）

第4章 休暇（第21条―第31条）

第5章 雑則（第31条の2―第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、独立行政法人造幣局就業規則（平成15年造幣局訓令第21号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項について定めるものとする。

（理事長の責務等）

第2条 理事長は、勤務時間、休日及び休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 理事長は、別表第1の中欄に掲げる職員に係る同表左欄に掲げる事項について、それぞれ同表右欄に掲げる者に権限を委任する。

第2章 勤務時間、休日及び休憩

（1週間の勤務時間）

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長又はその委任を受けた者（以下「理事長等」という。）が定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長等は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 理事長等は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内

で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 職員の始業及び終業の時刻は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時刻とする。

一 本局及びさいたま支局 始業の時刻は午前8時とし、終業の時刻は午後4時30分とする。

二 広島支局 始業の時刻は午前8時30分とし、終業の時刻は午後5時とする。

ただし、作業管理課地金管理係に所属する職員にあっては、始業の時刻は午前8時15分とし、終業の時刻は午後4時45分とする。

- 4 定年前再任用短時間勤務職員の始業及び終業の時刻は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時刻の範囲内で定める。

(法定休日)

第5条 前条第1項の週休日のうち日曜日及び次条第2項の規定により設けられた週休日のうち前条第1項の日曜日に相当する日については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に定める休日（以下「法定休日」という。）とする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 理事長等は、職員が業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある場合又は職員の価値観や働き方に対するニーズの多様化に対応する必要のある場合、第4条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 理事長等は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日（うち4日を法定休日とする。）を設け、及び当該期間につき第3条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振るものとする。

- 3 第1項の規定により定める週休日及び勤務時間の割振りのうち、別に訓令で定めるものを除き、勤務時間の割振りに係る決裁は、総務部人事課長に委任する。

(週休日の振替等)

第7条 理事長等は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、勤務することを命ずる必要がある日（以下この条において「勤務命令日」という。）の属する週（土曜日から翌週の金曜日までの期間をいう。以下この条において同じ。）にある勤務日（ただし、勤務命令日の属する年度内にある勤務日に限る。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務命令日に割り振り、又は当該週にある勤務日の勤務時間のうち半日（4時間）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日（4時間）の勤務時間を当該勤務命令日（法定休日を除く。）に割り振ることができる。

(休憩時間)

第8条 職員の休憩時間の割振りは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、業務上特別に必要な場合（職員が定年前再任用短時間

勤務職員であって1日に割り振られた勤務時間が7時間45分未満である場合を含む。)は、別に割り振られることがある。

一 本局及びさいたま支局 正午から午後0時45分までの45分間

二 広島支局 午後0時15分から午後1時までの45分間

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第1項の規定により職員に始業及び終業の時刻を別に定める特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をさせる場合における当該職員の休憩時間の割振りは、別に定める。
- 3 第10条の規定により職員に第3条、第4条、第6条及び前条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずる場合は、始業の時刻より前に15分以内の時間外勤務を命じるときを除き、前二項の休憩時間とは別に休憩時間を与えることとし、その割振りは、別表第2のとおりとする。ただし、職員が業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある場合又は職員の価値観や働き方に対するニーズの多様化に対応する必要のある場合、別に定めるところによりこれを与えず、又はその割振りを別に定めることができる。
- 4 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。ただし、上司の許可を得ずに構外に外出してはならない。
- 5 この訓令に定めるもののほか、在宅勤務時における休憩時間の取扱いについては、別に定める。

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第9条 第4条第2項、第6条又は第7条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務であって別に定める勤務を命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

- 2 出張を命ぜられた職員の出張期間中の勤務時間については、特に命ぜられた場合を除き、前項に準じる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第10条 職員は、業務上必要な場合には、正規の勤務時間以外の時間において、1日の労働時間が8時間、1週間の労働時間が40時間（業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について別段の定めがあるときは、その定める時間）に達するまで勤務を命ぜられることがある。

- 2 職員は、業務上特別に必要な場合には、労働基準法第36条第1項に規定する書面による協定で定める時間の範囲内において、前項の労働時間を超えて勤務を命ぜられることがある。
- 3 職員は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、及び機械の故障、その他臨時の必要が生じたときには、前二項に定める時間を超えて勤務を命ぜられることがある。

（祝日等）

第11条 職員（業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある

る職員であつて、別に定める者（以下「特殊休日付与者」という。）を除く。第13条において同じ。）は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）の休日（以下「祝日等」という。）においては、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 2 特殊休日付与者は、別に定める時間には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第12条 削除

（祝日等の振替等）

第13条 理事長等は、祝日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該祝日等前に、当該祝日等に代わる日（以下「祝日等の振替日」という。）として、当該祝日等後の勤務日等（祝日等を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により祝日等の振替日を指定された職員は、勤務を命ぜられた祝日等の全勤務時間を勤務した場合において、当該祝日等の振替日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 3 第1項の規定に基づく祝日等の振替日の指定は、勤務することを命じた祝日等を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該祝日等に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（祝日等を除く。）について行わなければならない。

- 4 理事長等は、職員に祝日等である勤務日等に割り振られた勤務時間の一部（次項において「祝日等の一部勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該祝日等前に、当該祝日等の勤務に代わる時間（以下「祝日等の振替時間」という。）として、当該祝日等後の勤務日等（祝日等を除く。）に割り振られた勤務時間の一部を指定することができる。

- 5 前項の規定により祝日等の振替時間を指定された職員は、勤務を命ぜられた祝日等の一部勤務時間を勤務した場合において、当該祝日等の振替時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 6 第4項の規定に基づく祝日等の振替時間の指定は、勤務することを命じた祝日等を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日等（祝日等を除く。）に割り振られた勤務時間について行わなければならない。

（週休日又は祝日等の代休）

第13条の2 理事長等は、第7条に規定する週休日の振替等及び前条に規定する祝日等の振替等をせず、週休日又は祝日等に勤務することを命じた場合において、当該勤務を命じた職員が代休の取得を希望するときは、当該職員に対して代休を付与することができる。

- 2 前項の規定に基づく代休の付与は、1時間を単位とし、勤務することを命じた週休日又は祝日等を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日等（祝日等

を除く。)に割り振られた勤務時間について行わなければならない。

- 3 第1項の規定により代休を付与された職員は、当該代休を付与された時間には、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第3章 年少職員及び女子職員の勤務時間の制限等

(年少職員の深夜勤務及び時間外勤務等の制限)

- 第14条 18歳未満の職員(以下「年少職員」という。)については、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)、時間外勤務又は週休日に勤務(勤務を要しない日が4週間を通じて4日以上確保されている場合を除く。)をさせてはならない。ただし、第10条第3項に規定する勤務については、この限りでない。

(妊産婦である女子職員等の危険有害業務の就業制限)

- 第15条 理事長等は、妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員(以下「妊産婦である女子職員」という。)を別に定める妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。産後1年を経過しない女子職員が特定の業務について従事しない旨を申し出た場合も同様とする。

- 2 理事長等は、妊産婦である女子職員以外の女子職員を別に定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務に就かせてはならない。

(妊産婦である女子職員の深夜勤務及び時間外勤務等の制限)

- 第16条 理事長等は、妊産婦である女子職員が請求した場合には、深夜勤務、時間外勤務又は週休日に勤務をさせてはならない。

(妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導)

- 第17条 理事長等は、妊産婦である女子職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認しなければならない。

(妊産婦である女子職員の業務軽減等)

- 第18条 理事長等は、妊産婦である女子職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 理事長等は、妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(妊娠中の女子職員の通勤緩和)

- 第19条 理事長等は、妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第20条 理事長等は、育児又は介護を行う職員が育児又は介護を行うために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとして別に定める特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をさせなければならない。

2 理事長等は、育児又は介護を行う職員が育児又は介護を行うために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合その他別に定める場合を除き、深夜勤務又は時間外勤務をさせてはならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休暇

(休暇の種類)

第21条 職員の休暇は、次の各号に掲げる休暇とする。

一 有給休暇

イ 年次休暇

ロ 病気休暇

ハ 特別休暇

ニ 代替休暇

二 無給休暇

イ 介護休暇

ロ 介護時間

ハ 看護休暇

ニ 大学通信教育休暇

ホ 組合休暇

2 前項第2号に規定する無給休暇の給与の取扱いについては、独立行政法人造幣局職員給与規程（昭和45年造幣局訓令第11号。以下「職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(年次休暇)

第22条 年次休暇は、一暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、一暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務日数が4日以下の職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数）

二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数

三 当該年の前年において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人であって造幣局以外の法人の職員、国家公務員法第2条第3項に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 給与法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の別に定める日数を加えた日数を超えない範囲内で別に定め

る日数

- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 年次休暇については、その時季につき、理事長等の承認を受けなければならない。この場合において、理事長等は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。
- 4 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 5 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - 一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
 - 二 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一のものをいう。以下同じ。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）
 - 三 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないものをいう。以下同じ。） 勤務日1日当たりの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）
- 6 半日を単位として年次休暇を取得する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって半日とする。
 - 一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 4時間
 - 二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数に2分の1（1時間未満の端数があるときは、これを切上げた時間。）を乗じて得た時間数
 - 三 不斉一型短時間勤務職員 勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に2分の1（1時間未満の端数があるときは、これを切上げた時間。）を乗じて得た時間数（年次休暇の計画的付与）

第23条 理事長等は、夏季等において職員にその休暇を計画的に受けさせるため必要があるときは、年次休暇のうち4日を超えない日数の部分について、前条第3項の規定によることなく、これを付与することができる。

（年次休暇の時季指定）

第23条の2 理事長等は、第22条第1項第1号に掲げる職員で同号で定められた年次休暇の日数が10日以上職員（前年の中途において新たに職員となり、同年の年次休暇の日数が10日以上であったものを除く。）については、一暦年ごとに、年次休暇のうち5日について、職員の意見を聴取したうえで、1日又は半日を単位として（半日を単位とする場合は、職員が希望するときに限る。）、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が同条第3項の規定に基づき年次休暇を取得した場合（1時間を単位として取得した場合を除く。）及び理事長等が前条の規定に基づき年次休暇を付与した場合においては、年次休暇を取得した日数及び年次休暇を付与された日数について、この項本文で取得させるとした5日から控除す

るものとする。

- 2 理事長等は、第22条第1項第2号又は第3号に掲げる職員で各号で定められた年次休暇の日数が10日以上職員については、年次休暇のうち履行期間（新たに職員となった日から翌年12月31日までの期間をいう。）の月数を12で除した数に5を乗じて得た日数について、職員の意見を聴取したうえで、1日又は半日を単位として（半日を単位とする場合は、職員が希望するときに限る。）、当該履行期間中に、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が同条第3項の規定に基づき年次休暇を取得した場合（1時間を単位として取得した場合を除く。）及び理事長等が前条の規定に基づき年次休暇を付与した場合においては、年次休暇を取得した日数及び年次休暇を付与された日数について、この項本文で取得させるとした日数から控除するものとする。

（病気休暇）

第24条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において付与される休暇とする。

- 2 就業規則第46条第2項の規定による健康管理上必要な措置又は就業規則第47条第2項の規定による就業制限措置を受けた場合は、病気休暇として取り扱う。

。

- 3 次に掲げる各号を除いた病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、連続して90日を超えることはできない。

一 生理休暇（次条に規定する休暇をいう。）を使用する場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 造幣局安全衛生規則（昭和42年造幣局訓令第24号）第24条の規定により同訓令別表に規定する勤務管理措置区分B1に該当する健康管理に関する指示を受け、勤務時間を短縮する場合

- 4 特定病気休暇に係る療養期間中（前項各号の病気休暇に係る療養期間中を除く。）の週休日、祝日等、祝日等の振替日、年次休暇及び特別休暇等を使用した日は、特定病気休暇の日数計算に含める。

- 5 使用した特定病気休暇の期間が連続して90日に達した場合において、次に掲げる各号に該当するときは、第3項の規定に関わらず、各号のいずれか一方について、該当する負傷又は疾病による特定病気休暇の期間（当該負傷又は疾病にかかった日から起算するもの）が連続して90日に達するまで特定病気休暇を承認することができる。ただし、該当する負傷又は疾病が複数あった場合はこの規定が適用されるのは一の負傷又は疾病に限るものとする。

一 当該特定病気休暇の期間の途中から、それまでに使用していた特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病にかかっており、引き続き療養する必要があるとき

二 当該使用した特定病気休暇が90日に達した日の翌日から実勤務日数が20

日に達する日までの間に、当該使用した特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じたとき

6 特定病気休暇で連続する8日以上期間を使用した職員は、当該特定病気休暇の期間の末日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなすこととする。

7 臨時的職員及び条件付採用期間中の職員は、特定病気休暇の対象外とする。

8 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

(生理休暇)

第25条 生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

2 前項の休暇は、病気休暇として取り扱うものとする。

(特別休暇)

第26条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇が付与される。

一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第12号を除き、以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて、別に定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病

により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別に定める期間内における連続する5日の範囲内の期間

五の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

六 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

七 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

八 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回（定年前再任用短時間勤務職員のうち割り振られた勤務時間が1日につき4時間以内の者にあっては1回）それぞれ45分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第8号に規定する親をいう。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 別に定める期間内における3日の範囲内の期間

十 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

十一 中学校就学の始期に達するまでの子（小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子をいう。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、又は疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上

の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

十二 要介護者（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護その他必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

十三 職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

十四 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後別に定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年の6月から9月までの期間内における、週休日、祝日法による休日及び祝日等の振替日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十九 職員が独立行政法人造幣局表彰準則（平成15年造幣局訓令第74号）第2条第1項第3号の永年勤務者表彰を受けた場合 当該永年勤務者表彰を受けた日の翌日から1年以内の期間における、週休日、祝日等及び祝日等の振替日を除いて連続する3日の範囲内の期間

2 特別休暇の単位は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

一 前項第1号から第5号まで及び第6号から第8号まで並びに第13号から第19号までの休暇 必要に応じて、1日、1時間又は1分

- 二 前項第5号の2及び第9号から第12号までの休暇 1日又は1時間。ただし、前項第5号の2、第9号及び第10号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 1時間を単位として使用した第1項第5号の2、第9号及び第10号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- 一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - 二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
 - 三 不斉一型短時間勤務職員 勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- 4 1時間を単位として使用した第1項第11号及び第12号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- 一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
 - 二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）
 - 三 不斉一型短時間勤務職員 勤務日1日当たりの勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）
- （代替休暇）
- 第26条の2 代替休暇は、1箇月の時間外勤務が60時間を超えた職員について、当該職員が取得を希望した場合、労働基準法第37条第1項ただし書に規定する割増賃金の支払いに代えて与えられる休暇とする。
- 2 代替休暇の取得単位は、1日（7時間45分）又は半日（4時間）とする。
- 3 代替休暇の時間数が、前項の取得単位に満たない場合は、第22条第4項に規定する時間単位の年次休暇と合わせて取得するものとする。
- （介護休暇）
- 第27条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第27条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が

当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、15分とする。
- 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（独立行政法人造幣局職員の育児休業等に関する規程（平成15年造幣局訓令第23号）第4条による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（看護休暇）

第28条 看護休暇は、職員の配偶者及び1親等の親族（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）（以下「親族」という。）の負傷又は疾病により、その親族の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 看護休暇の期間は、一暦年において21日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める時間）の範囲内の期間とする。ただし、当該年において第26条第1項第11号の規定により付与された休暇があるときは、その期間を減じた期間の範囲内とする。
- 3 看護休暇の単位は、1日又は1時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1時間）とする。
- 4 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）が、1時間を単位として使用した看護休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

（大学通信教育休暇）

第29条 大学通信教育休暇は、職員が通信教育による大学の面接授業に出席するため、勤務しないことが必要と認められる場合における休暇とする。

- 2 大学通信教育休暇の期間は、面接授業が実施される期間中において一学部24週間の範囲内又は一学年度6週間の範囲内とする。
- 3 大学通信教育休暇は、1日の単位に分割することができる。

（組合休暇）

第30条 組合休暇は、職員が労働組合（以下「組合」という。）の業務に専ら従事する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には業務に支障がないと認められる場合に限り、与えられる休暇とする。

- 一 大会、拡大執行委員会及び中央執行委員会の構成員として出席する場合
- 二 対策部会議（あらかじめ認めたものに限る。）及び財政担当者会議の構成員として出席する場合
- 三 あっせん、調停及び仲裁の当事者として出席する場合
- 四 会計監査員として組合業務を行う場合
- 五 組合業務として、海外における国際交流に参加する場合

- 六 各種講座、学習会（その都度認めたものに限る。）に出席する場合
- 七 上部団体の主催する会議（あらかじめ認めたものに限る。）の構成員として出席する場合

2 前項の休暇は、1日又は1時間を単位とし、1年を通じて30日を超えない範囲内で与えられる。

3 1時間を単位として使用した組合休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

（休暇の承認及び組合休暇の許可等）

第31条 職員は、病欠休暇（就業規則第46条第2項の規定による健康管理上必要な措置又は就業規則第47条第2項の規定による就業制限措置を受けた場合を除く。）、特別休暇（第26条第1項第6号及び第7号の休暇を除く。）、代替休暇、介護休暇、介護時間、看護休暇及び大学通信教育休暇については、別に定めるところにより理事長等の承認を受けなければならない。

2 職員は、組合休暇を受けようとするときは、その官職、氏名、組合における役職名、許可を受けて従事する業務の内容及びその期間を記載した申請書をあらかじめ理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 組合休暇を許可された職員が、法令等に違反する行為を行った場合若しくは許可条件に違反した場合には、当該許可を取り消されることがある。

第5章 雑則

（承認による処理）

第31条の2 第10条の規定による職員の時間外勤務の命令、第3章の規定による年少職員及び女子職員の勤務時間の制限等並びに第4章の規定による職員の休暇は、承認により処理するものとする。

（育児短時間勤務職員についての勤務時間の取扱い）

第32条 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第12条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	とする	とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第12条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長等が定める
第4条第1項ただし書、第2項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

し書及び第 4 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 22 条第 1 項第 1 号、第 26 条第 1 項第 8 号並びに第 28 条第 2 項から第 4 項まで		
第 4 条第 1 項ただし書	これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
	ことができる	ものとする
第 4 条第 2 項ただし書	範囲内で	範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、
第 6 条第 2 項	4 週間ごとの期間につき 8 日	4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日
	8 日以上) の週休日を設け、及び	4 週間ごとの期間につき 8 日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日) を設け、及び
	第 3 条に規定する勤務時間	第 3 条に規定する勤務時間 (当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従った勤務時間)
第 10 条第 1 項	職員は、業務上必要な場合には	育児短時間勤務職員は、別に定める場合に限る
第 10 条第 2 項	職員は、業務上特別に必要な場合には	育児短時間勤務職員は、別に定める場合に限る

第22条第5項第1号から第3号まで	一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間 二 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一のものをいう。以下同じ。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間） 三 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないものをいう。以下同じ。）勤務日1日当たりの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）	一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間 二 独立行政法人造幣局職員の育児休業等に関する規程（平成15年造幣局訓令第23号。以下「育児休業等規程」という。）第3条第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数 イ 育児休業等規程第3条第1号 4時間 ロ 育児休業等規程第3条第2号 5時間 ハ 育児休業等規程第3条第3号又は第4号 8時間 三 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一のものをいう。以下同じ。）（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間） 四 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないものをいう。以下同じ。）（第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日1日当たりの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）
--------------------------	---	--

第 3 2 条の表以外の部分	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 1 2 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員	育児短時間勤務職員
----------------	--	-----------

（育児休業法第 2 2 条の規定による短時間勤務をしている職員についての勤務時間の取扱い）

第 3 3 条 育児休業法第 2 2 条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの訓令の規定の適用については、前条の規定を準用する。

（任期付短時間勤務職員についての勤務時間の取扱い）

第 3 4 条 育児休業法第 2 3 条第 2 項に規定する職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 条第 1 項	とする	とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 3 条第 2 項に規定する職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、1 週間当たり 1 0 時間から 1 9 時間 2 0 分までの範囲内で、理事長等が定める
第 4 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書及び第 4 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項第 1 号、第 5 項第 2 号及び第 3 号、第 2 6 条第 1 項第 8 号並びに第 2 8 条第 2 項及び第 3 項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第 3 4 条の表以外の部分	育児休業法第 2 3 条第 2 項に規定する職員	任期付短時間勤務職員

（その他）

第 3 5 条 この訓令に定めるもののほか、勤務時間等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）附則第2条の規定に基づき独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の相当の職員となる者が、造幣局の成立の日に受けることとなる年次休暇の日数は、造幣局の成立の日の前日に現に有していた年次休暇の日数に相当する日数とする。
- 3 次に掲げる通達等は、廃止する。
 - 一 看護休暇について（昭和54年造幣局通達第7号）
 - 二 生理日の就業が著しく困難な女子職員に対する休暇の取扱いについて（昭和62年造幣局通達第8号）
 - 三 大学通信教育休暇について（昭和42年7月8日造本連第475号）
 - 四 組合専従休職及び組合休暇の申請書の様式並びに人事異動通知書（異動内容欄）の記載要領等について（昭和44年造幣局通達第8号）
- 4 造幣局職員の転任等に伴う赴任期間に関する訓令（昭和41年造幣局訓令第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
- 5 圧延板製造のための交替制勤務を行う職員の勤務時間に関する特例（平成6年造幣局訓令第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
- 6 中央省庁との連絡調整を必要とする職務等に従事する職員の勤務時間に関する特例（平成6年造幣局訓令第48号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
- 7 販売事業課関西国際空港分室において交替制勤務を行う職員の勤務時間等に関する特例（平成12年造幣局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
- 8 総合的な健康診査を受けるために勤務しない時間の取扱いについて（平成8年造幣局通達第9号）の一部を次のように改正する。
- 9 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第26条第1項第4号の規定の適用については、平成24年12月31日までの間、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和25年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

（次のよう略）
- 10 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条第2項、第4条第1項、第2項及び第4項、第6条第2項、第8条第1項、第22条第1項及び第5項、第26条第1項並びに第28条第2項から第4項までの規定を適用する。

改正（１５．１２．１５造幣局訓令第１４５号　１５．１２．１５施行）

（１５．１２．１７造幣局訓令第１４７号　１５．１２．１７施行）

（１７．３．３１造幣局訓令第１３号　１７．４．１施行）

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程（以下「改正後の規程」という。）第２６条第１項第９号の別に定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの訓令の施行の日がある職員で、同日前の当該期間にこの訓令による改正前の独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程（以下「改正前の規程」という。）第２６条第１項第９号の休暇を使用したものについては、改正前の規程第２６条第１項第９号の休暇を使用した１暦日につき１日（再任用短時間勤務職員にあつては、８時間）の改正後の規程第２６条第１項第９号の休暇を使用したものとみなす。
- 3 平成１７年１月４日からこの訓令の施行日の前日までの間に改正前の規程第２６条第１項第１０号の休暇を使用した者（再任用短時間勤務職員を除く。）については、改正前の規程第２６条第１項第１０号の休暇を使用した期間の改正後の規程第２６条第１項第１１号の休暇を使用したものとみなす。
- 4 平成１７年１月４日からこの訓令の施行日の前日までの間に改正前の規程第２８条の休暇を使用した者（再任用短時間勤務職員を除く。）については、改正前の規程第２８条の休暇を使用した期間の改正後の規程第２８条の休暇を使用したものとみなす。
- 5 この訓令の施行日前から引き続き在職する再任用短時間勤務職員の平成１７年における改正後の規程第２６条第１項第１１号及び第２８条の休暇の期間については、これらの規定にかかわらず、改正前の規程第２６条第１項第１０号及び第２８条の休暇の残期間とする。
- 6 この訓令の施行の際独立行政法人造幣局職員表彰規程（平成１５年造幣局訓令第７３号）附則第２項の規定による廃止前の造幣局表彰準則（昭和４６年造幣局訓令第１５号）第５条第１項第３号及び独立行政法人造幣局表彰準則（平成１５年造幣局訓令第７４号。以下「表彰準則」という。）第２条第１項第３号の永年勤務者表彰を既に受けた職員（以下「表彰済職員」という。）が、この訓令の施行後最初に表彰準則第２条第１項第４号又は第５号の永年勤務者表彰を受けた場合には、改正後の規程第２６条第１項第１８号の休暇が付与される。この場合において、同号中「独立行政法人造幣局表彰準則（平成１５年造幣局訓令第７４号）第２条第１項第３号」とあるのは「独立行政法人造幣局表彰準則（平成１５年造幣局訓令第７４号）第２条第１項第４号又は第５号」と読み替えるものとする。
- 7 表彰済職員が前項の適用を受けずに定年により退職をする場合又は勸奨を受けて退職する場合には、改正後の規程第２６条第１項第１８号の休暇が付与される。この場合において、同号中「独立行政法人造幣局表彰準則（平成１５年造幣局訓令第７４号）第２条第１項第３号の永年勤務者表彰を受けた」とあるのは「定年により退職する場合又は勸奨を受けて退職する」と、「当該永年勤務者表彰を受けた日の翌日から」とあるのは「当該退職の日以前」と読み替えるものとする。

（１７．１２．２６造幣局訓令第３３号　１８．１．１施行）

(18. 10. 24造幣局訓令第32号 18. 10. 24施行)

(19. 3. 28造幣局訓令第23号 19. 4. 1施行)

(経過措置)

- 2 広島支局の溶解課及び貨幣第一課に所属する者で、圧延板製造作業のために交替制勤務を行うもの及びその作業を援護するために交替制勤務を行うものに対するこの訓令による改正後の独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程第8条及び第10条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

(造幣局作業場取締規程の一部改正)

- 3 造幣局作業場取締規程(昭和32年造幣局訓令第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 4 (略)

(特殊勤務手当の運用要領の一部改正)

- 5 特殊勤務手当の運用要領(平成15年造幣局通達第27号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 6 (略)

(19. 7. 31造幣局訓令第42号 19. 8. 1施行)

- 2 この訓令による改正後の第26条第1項第9号の別に定める期間(当該期間の初日を除く。)又は同項第10号に規定する出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの訓令の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用したこの訓令による改正前の第26条第1項第9号又は同項第10号の休暇、同日前に使用した同項第11号の休暇及び第28条第1項に規定する看護休暇については、改正後の第26条第1項第9号から第11号までの休暇及び第28条第1項に規定する看護休暇として使用されたものとみなす。

(19. 10. 1造幣局訓令第75号 19. 10. 1施行)

(20. 3. 28造幣局訓令第9号 20. 4. 1施行)

(20. 10. 1造幣局訓令第46号 20. 10. 1施行)

(21. 2. 26造幣局訓令第4号 21. 2. 26施行)

- 2 この訓令による改正後の第7条の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条の規定により行われる週休日の振替等について適用し、施行日前にこの訓令による改正前の第7条の規定により行われた週休日の振替等については、なお従前の例による。

(21. 3. 31造幣局訓令第13号 21. 4. 1施行。ただし、第26条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行。)

(22. 4. 1造幣局訓令第20号 22. 4. 1施行)

(22. 6. 29造幣局訓令第33号 22. 6. 30施行)

- 2・3 (略)

(23. 3. 31造幣局訓令第12号 23. 4. 1施行)

(23. 6. 7造幣局訓令第23号 23. 6. 7施行)

(23. 12. 27造幣局訓令第39号 23. 12. 27施行)

(24. 6. 22造幣局訓令第27号 24. 6. 22施行)

(この訓令の施行前に独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程第23条の規定による年次休暇を取得していた場合の措置)

- 2 平成24年6月1日からこの訓令の施行の日の前日までに独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程第23条の規定による年次休暇を取得した場合においては、これを同訓令第26条第1項第15号の規定による特別休暇を取得したものとみなす。

(24. 12. 26造幣局訓令第38号 25. 1. 1施行)

(25. 2. 28造幣局訓令第5号 25. 4. 1施行)

(26. 4. 7造幣局訓令第12号 26. 4. 7施行)

(26. 6. 26造幣局訓令第17号 26. 7. 1施行)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年7月1日から施行し、改正後の独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程第24条第3項から第7項まで及び第8項ただし書の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。

- 2 (略)

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の日の前日において、改正前の独立行政法人造幣局休職規程及び廃止前の休職発令に関する取扱細則(以下「旧休職制度」という。)に基づく休職中の職員については、当該休職の原因となった負傷又は疾病の症状等に係る特定病気休暇を連続して90日使用したものとする。

- 4 (略)

(27. 3. 30造幣局訓令第18号 27. 4. 1施行)

(28. 9. 30造幣局訓令第28号 28. 10. 3施行)

- 2～4 (略)

(28. 12. 27造幣局訓令第33号 29. 1. 1施行)

(29. 3. 13造幣局訓令第5号 29. 3. 13施行)

- 2・3 (略)

(31. 3. 29造幣局訓令第13号 31. 4. 1施行)

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際4月1日以外の日が年次休暇の付与日である職員に係る年次休暇については、この訓令の施行の日後の最初の年次休暇の付与日の前日までの間は、この訓令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令元. 9. 27造幣局訓令第28号 令元. 10. 1施行)

(令2. 9. 29造幣局訓令第26号 令2. 9. 29施行)

(令2. 12. 23造幣局訓令第36号 令3. 1. 1施行)

(令3. 10. 29造幣局訓令第29号 令3. 11. 8施行)

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前

の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の規定による通勤手当の内払とみなす。

(令4. 2. 18造幣局訓令第2号 令4. 1. 1適用)

(令4. 4. 27造幣局訓令第14号 令4. 4. 27施行)

(令4. 9. 29造幣局訓令第20号 令4. 10. 1施行)

(令5. 3. 30造幣局訓令第7号 令5. 4. 1施行)

(令7. 3. 27造幣局訓令第14号 令7. 4. 1施行)

別表第 1（第 2 条関係）

区分	職員の範囲	権限の委任を受ける者
勤務時間、休日及び休憩に関する権限 （第 2 章（第 5 条及び第 1 0 条を除く。））	支局に属する職員	支局長
職員の時間外勤務の命令に関する権限 （第 1 0 条）	支局に属する職員（職員給与規程第 2 6 条第 1 項に規定する官職にある職員を除く。）	支局長
年少職員及び女子職員の勤務時間の制限等に関する権限（第 3 章）	支局に属する職員	支局長
職員の休暇の承認等に関する権限（第 4 章）	支局に属する職員	支局長

別表第 2（第 8 条第 3 項関係）

区分		休憩時間
本局及びさいたま支局	午前 8 時より前に 1 5 分を超える時間外勤務を命ずる場合	午前 7 時 4 5 分から午前 8 時までの 1 5 分間
	午前 8 時より前に 1 5 分を超え 3 0 分以内の時間外勤務を命じ、かつ、午後 4 時 3 0 分より後に 3 0 分以内の時間外勤務を命ずる場合	
	正午より前に勤務を開始した職員（午前 8 時より前に 1 5 分以内の時間外勤務を行った職員を含む。）に午後 4 時 3 0 分より後に時間外勤務を命ずる場合	午後 4 時 3 0 分から午後 4 時 4 5 分までの 1 5 分間
	午後 0 時 4 5 分より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であって当該時間外勤務の時間が 2 時間 1 5 分以内であるとき	
	午後 0 時 4 5 分より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であって当該時間外勤務の時間が 2 時間 1 5 分を超え 4 時間 1 5 分以内であるとき	午後 4 時 3 0 分から午後 4 時 4 5 分までの 1 5 分間及び午後 7 時から午後 7 時 3 0 分までの 3 0 分間
	午後 0 時 4 5 分より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であって当該時間外勤務の時間が 4 時間 1 5 分を超えるとき	午後 4 時 3 0 分から午後 4 時 4 5 分までの 1 5 分間、午後 7 時から午後 7 時 3 0 分までの 3 0 分間及び午後 9 時 3 0 分から午後 9 時 4 5 分までの 1 5 分間

広島支局	午前8時30分（作業管理課地金管理係に所属する職員（以下この表において「地金管理係の者」という。）にあっては、午前8時15分。以下この表の区分の欄において同じ。）より前に15分を超える時間外勤務を命ずる場合	午前8時15分から午前8時30分までの15分間
	午前8時30分より前に15分を超え30分以内の時間外勤務を命じ、かつ、午後5時（地金管理係の者にあつては、午後4時45分。以下この表の区分の欄において同じ。）より後に30分以内の時間外勤務を命ずる場合	
	午後0時15分より前に勤務を開始した職員（午前8時30分より前に15分以内の時間外勤務を命じた職員を含む。）に午後5時より後に時間外勤務を命ずる場合	午後5時から午後5時15分までの15分間
	午後1時より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であつて当該時間外勤務の時間が2時間（地金管理係の者にあつては2時間15分。以下この表の区分の欄において同じ。）以内であるとき	
	午後1時より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であつて当該時間外勤務の時間が2時間を超え4時間（地金管理係の者にあつては4時間15分。以下この表の区分の欄において同じ。）以内であるとき	午後5時から午後5時15分までの15分間及び午後7時15分から午後7時45分までの30分間
	午後1時より後に勤務を開始した職員に時間外勤務を命ずる場合であつて当該時間外勤務の時間が4時間を超えるとき	午後5時から午後5時15分までの15分間、午後7時15分から午後7時45分までの30分間及び午後9時45分から午後10時までの15分間

（注1）業務上特別に必要な場合は、別に割り振られることがある。

（注2）地金管理係の者にあつては、休憩時間の欄に規定するそれぞれの時刻を15分繰り上げるものとする。

別表第3（第26条第1項第13号関係）

親族	日数
----	----

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日